

令和八年度 社会科学部

学校推薦型選抜 小論文

〔注意〕

- 1 机上に受験票を提示しておくこと。
 - 2 監督者の指示があるまで、この冊子を開いてはいけない。
 - 3 解答は必ず別紙の解答用紙の指定された箇所記入すること。
 - 4 解答用紙に受験番号・氏名を必ず記入すること。
受験番号・氏名が記載されていない答案は無効となる場合がある。
 - 5 この冊子の問題は一二ページ、解答用紙は三枚からなっている。
 - 6 この冊子のうち、落丁・乱丁及び印刷不鮮明な箇所があれば、手を挙げて申し出ること。
 - 7 字数制限のある解答では、句読点やカッコ、数字はそれぞれ一字として数える。
 - 8 満点は一八〇点である。
 - 9 試験開始後六〇分を経過しないと退室できない。また、試験終了前一〇分間は退室できない。
退室するときは、手を挙げて申し出た上で、試験監督者の指示に従うこと。
- なお、解答用紙は机上に置き、その上に試験監督者が配付する用紙を重ね、問題冊子と下書き用紙は持ち帰ること。

— 次の文章を読んで、あとの設問に答えなさい。

[六〇点]

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(出典) 谷頭和希『ニセロ化するニッポン』KADOKAWA、二〇二五年。

ただし、出題の都合上、原文を一部改変した。

注

※1 北海道虻田郡にある町。

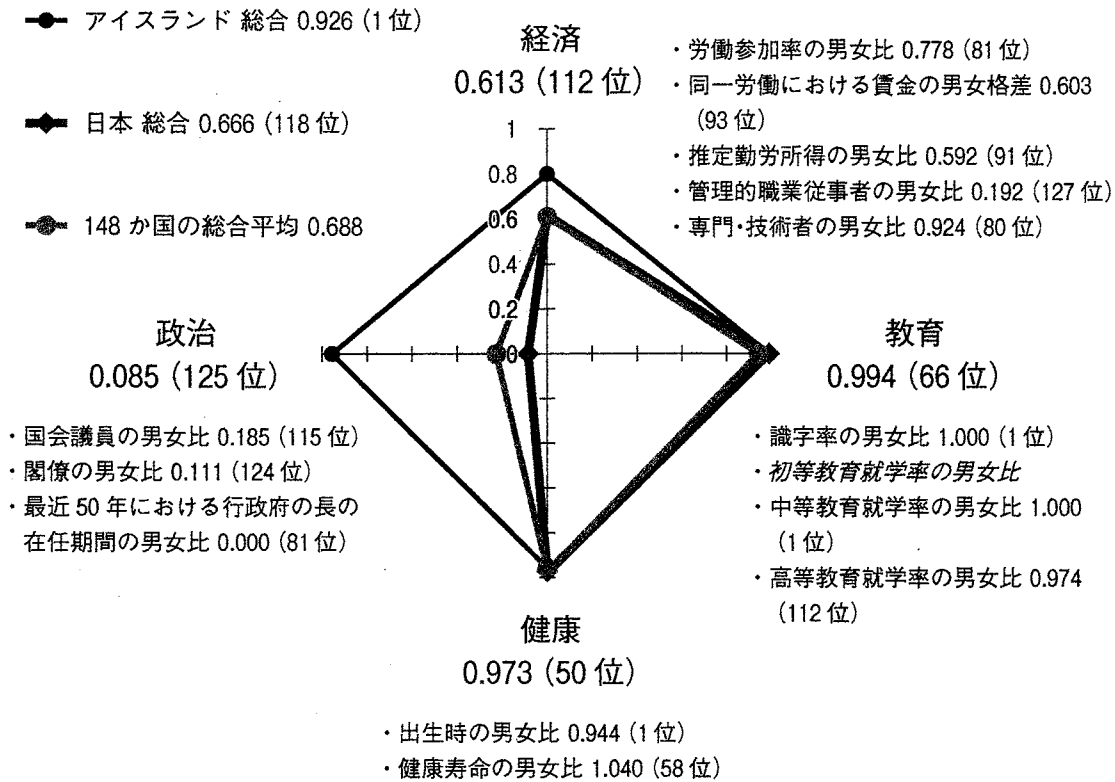
問一 問題文に掲載された内容に基づいて、「ニセロ化」という言葉の意味を説明しなさい。(一五〇字以内)

問二 「静かな排除」について、筆者の見解を踏まえた上で、あなたの考えを述べなさい。(六〇〇字以内)

二 次の図や表から読み取ることのできる、働く女性をめぐる日本の社会的課題を説明し、その解消に向けたあなたの考えを述べなさい。(七〇〇字以内)

〔六〇点〕

図1 日本のジェンダー・ギャップ指数の
総合及び各分野の数値と順位 2025年



(注) 1. 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2025」(2025年6月)に基づく。
 2. ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)は、世界経済フォーラムが「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の4分野14項目のデータから算出、順位付けして公表している。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされる。
 3. 日本の数値がカウントされていない項目は、斜字体で記載。

(出典) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」より作成。ただし、出題の都合上、一部改変した。

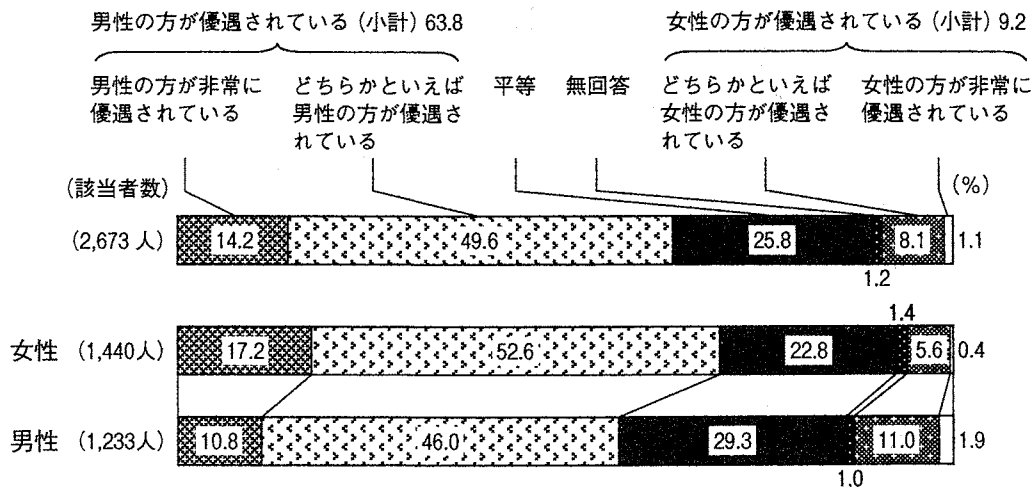
表1 管理的職業従事者に占める女性の割合（都道府県別） 2022年

都道府県	女性の割合 (%)	都道府県	女性の割合 (%)	都道府県	女性の割合 (%)
徳島県	23.8	奈良県	16.8	岐阜県	14.1
鳥取県	23.3	愛媛県	16.7	福井県	13.8
高知県	21.6	京都府	16.2	宮崎県	13.8
佐賀県	21.0	山梨県	16.1	神奈川県	13.3
青森県	20.9	長野県	16.1	福島県	13.1
兵庫県	19.1	東京都	15.9	千葉県	13.0
鹿児島県	19.1	長崎県	15.8	大分県	13.0
和歌山県	19.0	秋田県	15.6	島根県	12.4
山形県	18.7	三重県	15.6	茨城県	11.5
香川県	17.9	滋賀県	15.6	石川県	11.3
福岡県	17.9	山口県	15.5	沖縄県	11.3
宮城県	17.5	静岡県	15.3	富山県	11.0
北海道	17.4	岩手県	15.0	群馬県	10.7
大阪府	17.4	岡山県	15.0	埼玉県	8.9
広島県	17.2	熊本県	15.0	新潟県	8.8
栃木県	16.8	愛知県	14.4	全国平均	15.3

- (注) 1. 総務省「令和4年就業構造基本調査」結果（2023年7月）に基づく。
 2. 管理的職業従事者とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。なお、女性の割合は、小数点以下第2位を四捨五入したもの。

(出典) 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書（令和7年版）』（2025年6月）より作成。ただし、出題の都合上、一部改変した。

図2 職場における男女の地位の平等感の割合（18歳以上） 2024年



(出典) 内閣府世論調査「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月調査）」（2025年2月）より作成。ただし、出題の都合上、一部改変した。

三 次の文章を読んで、あとの設問に答えなさい。

〔六〇点〕

（著作権の関係で不掲載）

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(著作権の関係で不掲載)

(出典) 筒井清輝『人権と国家——理念の力と国際政治の現実』岩波新書、二〇二三年。
ただし、出題の都合上、原文を一部改変した。

問一 問題文に掲載された内容に基づいて、普遍的な人権について、人道主義的な思想との違いから説明しなさい。

(一〇〇〇字以内)

問二 傍線部について、誰にとつての「不都合」なのかを明示した上で、それに対するあなたの考えを述べなさい。

(六〇〇〇字以内)